

令和5年第3回神奈川県議会定例会議案

(条例その他)

目 次

番 号	件 名	ページ
定 県 第 68 号 議 案	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例	1
定 県 第 69 号 議 案	神奈川県政功労者に関する条例の一部を改正する条例	2
定 県 第 70 号 議 案	神奈川県県税条例の一部を改正する条例	3
定 県 第 71 号 議 案	神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の一部を改正する条例	4
定 県 第 72 号 議 案	旅館業法施行条例の一部を改正する条例	7
定 県 第 73 号 議 案	神奈川県海水浴場等に関する条例の一部を改正する条例	8
定 県 第 74 号 議 案	神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例の一部を改正する条例	9
定 県 第 75 号 議 案	工事請負契約の締結について（県立図書館収蔵館（旧新館）改修工事（空調）請負契約）	10
定 県 第 76 号 議 案	工事委託契約の締結について（川崎県税事務所（仮称）整備事業委託契約）	11
定 県 第 77 号 議 案	指定管理者の指定について（由比ガ浜地下駐車場）	12
定 県 第 78 号 議 案	指定管理者の指定について（片瀬海岸地下駐車場）	13
定 県 第 79 号 議 案	指定管理者の指定について（大磯港）	14
定 県 第 80 号 議 案	和解について	15
定 県 第 81 号 議 案	和解について	16
定 県 第 82 号 議 案	和解について	17
認 第 1 号	令和4年度神奈川県公営企業決算及び神奈川県流域下水道事業決算の認定について	18

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる 寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等 を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年神奈川県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブまいそるの項及び特定非営利活動法人ウィ二十一ジャパンとつかの項を削り、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブまいそる	横浜市戸塚区上柏尾町244番地	令和5年11月1日から 令和10年10月31日まで
---------------------------	-----------------	------------------------------

附 則

- この条例は、令和5年11月1日から施行する。ただし、別表特定非営利活動法人ウィ二十一ジャパンとつかの項を削る改正規定は、公布の日から施行する。
- 改正前の別表特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブまいそるの項の規定は、この条例の施行の日前に同項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。
- 令和5年5月25日以前に改正前の別表特定非営利活動法人ウィ二十一ジャパンとつかの項に規定する特定非営利活動法人に対して支出された寄附金に係る特定非営利活動法人の指定及び神奈川県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）第10条第2項の期間については、なお従前の例による。

令和5年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定を更新等するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県政功労者に関する条例の一部を 改正する条例

神奈川県政功労者に関する条例（昭和26年神奈川県条例第11号）の一部を次のように改正する。
第3条第1項中「県公報その他」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

神奈川県公報の発行方法を電子化することに伴い、県政功労者への神奈川県公報の配付を終了するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県県税条例の一部を改正する条例

神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「第48条第1項」を「第739条の5第1項」に、「及び市町村民税」を「、個人の市町村民税及び森林環境税」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の県民税、個人の市町村民税及び森林環境税について適用し、令和5年度分までの個人の県民税及び個人の市町村民税については、なお従前の例による。

令和5年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い、道府県が市町村から引継ぎを受けて徴収や滞納処分を行う対象に森林環境税が加えられたことから、知事の権限の委任に関する規定に森林環境税を追加するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県公共的施設における受動喫煙防止 条例の一部を改正する条例

神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（平成21年神奈川県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) たばこ たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。

第2条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を削り、第4号を第6号とし、同条第3号ア中「ある施設」の次に「のうち、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設」を、「もの」の次に「及び官公庁施設」を加え、同号イ中「別表第2」を「別表第3」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 特に受動喫煙による健康への悪影響を排除する必要がある施設として別表第2に掲げるもの（県第1種施設を除く。）（以下「県特定第1種施設」という。）

第2条中第3号を第5号とし、同条第2号中「室内」を「屋内」に、「以下同じ。）、喫煙専用室」を「）、喫煙専用室」に改め、同号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

(2) 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。以下同じ。）を発生させることをいう。

(3) 受動喫煙 人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。

第8条第1項中「県第1種施設」を「県特定第1種施設」に改める。

第11条を削る。

第12条第1項中「対し、」の次に「その管理する公共的施設における」を加え、同条を第11条とする。

第13条中「）、」を「）又は」に改め、「又は第11条第1項」及び「指導し、又は」を削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

知事は、施設管理者に対し、その管理する公共的施設における受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言をすることができる。

第13条を第12条とする。

第14条第1項中「前条」を「前条第2項」に改め、同条を第13条とする。

第15条中「第13条」を「第12条第2項」に改め、同条を第14条とし、第16条を第15条とし、第17条を第16条とする。

第18条第1号中「第12条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条第2号中「第15条」を「第14条」に改め、同条を第17条とする。

附則第4項中「施行日」を「令和4年4月1日」に、「3年」を「5年」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

(1)	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他これらに類するもの
-----	---

(2)	ア 病院、診療所又は助産所 イ 薬局 ウ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の施術所
(3)	保育所、児童厚生施設その他これらに類するもの
(4)	介護老人保健施設、介護医療院
(5)	前各項又は別表第2若しくは別表第3の各項に掲げる公共的施設が所在する建築物又は工作物（出入口、廊下、階段、エレベーター、便所その他の一般公共の用に供される区域に限る。）

別表第2の(4)の項中「別表第1の(1)の項から(15)の項まで」を「別表第1の(1)の項から(4)の項まで若しくは別表第2」に改め、同表を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第2条関係）

(1)	劇場、映画館又は演芸場
(2)	観覧場
(3)	ア 集会場又は公会堂 イ 火葬場又は納骨堂 ウ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
(4)	展示場
(5)	体育館、水泳場、ボーリング場その他の運動施設
(6)	公衆浴場
(7)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
(8)	銀行その他の金融機関
(9)	郵便事業、電気通信事業、水道事業、電気事業、ガス事業又は熱供給事業の営業所
(10)	ア 公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設 イ 旅客の運送の用に供する電車、自動車その他の車両又は船舶（運行する路線又は就航する航路の起点及び終点が県内にあるものに限る。）
(11)	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
(12)	動物園、植物園、遊園地その他これらに類するもの
(13)	老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉センター、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

備考 この表に掲げる公共的施設には、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業（以下「店舗型性風俗特殊営業等」という。）を営む店舗を含まないものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

令和4年度に行った条例の見直しに伴い、喫煙及び受動喫煙の定義を健康増進法に合わせるとともに、喫煙禁止区域の表示等に関する規定を削除するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和32年神奈川県条例第64号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項及び第2条中「及び第3条の3第3項」を「、第3条の3第2項及び第3条の4第3項」に改める。

第4条中「第5条第3号の規定による理由」を「第5条第1項第4号の条例で定める事由」に改める。

第8条第2号中「又は第3条の3第1項」を「、第3条の3第1項又は第3条の4第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和5年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

旅館業法の一部改正に伴い、意見を求める者及び手数料の徴収に係る規定に事業譲渡を追加するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県海水浴場等に関する条例の一部を 改正する条例

神奈川県海水浴場等に関する条例（昭和34年神奈川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「神奈川県水浴場等に関する条例の一部を改正する条例（平成22年神奈川県条例第10号）の施行の日」を「令和4年5月15日」に、「3年」を「5年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

令和4年度に行った条例の見直しに伴い、条例の見直し期間を変更するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例の一部 を改正する条例

神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例（昭和34年神奈川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第22条の2第1項中「又はふぐ加工製品取扱者について」を「若しくはふぐ加工製品取扱者がその営業若しくは業を譲渡し、又は営業者若しくはふぐ加工製品取扱者について」に、「又は分割（当該営業）」を「若しくは分割（その営業又は業）」に、「、相続人」を「、その営業若しくは業を譲り受けた者又は相続人」に、「同意により当該営業」を「同意によりその営業又は業」に、「又は分割により当該営業」を「若しくは分割によりその営業若しくは業」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 改正後の第22条の2の規定は、この条例の施行の日前に営業者又はふぐ加工製品取扱者に係る営業又は業の譲渡があった場合におけるその営業又は業を譲り受けた者については、適用しない。

令和5年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

食品衛生法の一部改正に伴い、営業者又はふぐ加工製品取扱者の地位の承継に係る規定に営業の譲渡を追加するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

工事請負契約の締結について

県立図書館収蔵館（旧新館）改修工事（空調）請負契約を次により締結するものとする。

- 1 請負契約者名 アソー熱・神央・東海特定建設工事共同企業体
代表者 アソー熱工業株式会社
代表取締役 関野 功
- 2 請負契約金額 7億9,064万7,000円

令和5年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

県立図書館収蔵館（旧新館）改修工事（空調）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事委託契約の締結について

川崎県税事務所（仮称）整備事業委託契約を次により締結するものとする。

- 1 委託契約者名 大和リース株式会社横浜支社
支社長 角 一 吉 昭
株式会社多摩設計
代表取締役 岩 田 崇
- 2 委託契約金額 10億2,850万円

令和5年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

川崎県税事務所（仮称）整備事業委託契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

由比ガ浜地下駐車場の指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設の名称 由比ガ浜地下駐車場
- 2 指定管理者
 - (1) 名称 日本パーキング株式会社 株式会社パーキングサポートセンターグループ
 - (2) 主たる事務所の所在地 東京都千代田区神田神保町二丁目4番地
- 3 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
令和5年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

由比ガ浜地下駐車場の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

片瀬海岸地下駐車場の指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設 の 名 称 片瀬海岸地下駐車場
- 2 指 定 管 理 者
 - (1) 名 称 株式会社湘南なぎさパーク
 - (2) 主たる事務所の所在地 藤沢市鵜沼橋一丁目2番7号
- 3 指 定 期 間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

片瀬海岸地下駐車場の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

指定管理者の指定について

大磯港の指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設 の 名 称 大磯港
- 2 指 定 管 理 者
 - (1) 名 称 大磯町
 - (2) 主たる事務所の所在地 中郡大磯町東小磯183番地
- 3 指 定 期 間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

大磯港の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

和解について

民事訴訟法第89条に基づく和解をするものとする。

- 1 件名 退職予定の県警察職員に対する求人票に係る情報公開非公開処分取消等請求事件に係る和解
- 2 和解の相手方 

- 3 和解金額 3万円

令和5年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

退職予定の県警察職員に対する求人票に係る情報公開非公開処分取消等請求事件について、民事訴訟法第89条により東京高等裁判所から和解勧告があり、これに応じたいので提案するものであります。

和解について

民事訴訟法第89条に基づく和解をするものとする。

- 1 件 名 川崎市川崎区水江町6番1号先道路上において発生した交通事故に伴う損害賠償請求事件に係る和解
- 2 和解の相手方 (1) 原告である相手方（以下「原告相手方」という。）
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
(2) 被告である相手方（以下「被告相手方」という。）
千葉県市川市福栄4丁目3番17号
ビューテックローリー株式会社
代表取締役 徳永 禎二
- 3 和解内容 県から原告相手方に対する和解金670万円。被告相手方から原告相手方に対する和解金6,030万円。

令和5年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

川崎市川崎区水江町6番1号先道路上において発生した交通事故に伴う損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条により横浜地方裁判所川崎支部から和解勧告があり、これに応じたいので提案するものであります。

和解について

民事訴訟法第89条に基づく和解をするものとする。

- 1 件 名 警察署が保護した泥酔者が後に脳出血により死亡した事案に伴う損害賠償請求事件に係る和解
- 2 和解の相手方 


- 3 和 解 内 容 県は、警察官らに対し、保護事案は要保護者の死亡事案等に発展する可能性があることについて注意喚起し、保護事案に係る神奈川県警察執務提要に対する理解を深め、引き続き、要保護者の保護を適時適切に行うように努める。

令和5年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

警察署が保護した泥酔者が後に脳出血により死亡した事案に伴う損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条により東京高等裁判所から和解勧告があり、これに応じたいので提案するものであります。

令和4年度神奈川県公営企業決算及び
神奈川県流域下水道事業決算の認定に
ついて

令和4年度神奈川県公営企業決算及び神奈川県流域下水道事業決算は、別冊のとおりにつき、地方公営企業法第30条第4項の規定により監査委員の意見をつけて認定を求める。

令和5年9月7日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

